

お願い（主治医の先生へ）

名古屋家庭裁判所 電話 052-223-2015

この度先生が御担当の（ ）さんに対し、後見開始等の審判申立てが検討されています。つきましては、診断書及び鑑定書の作成について、何卒御理解、御協力をお願いします。

1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上の疾患・障害により、判断能力が低下した方に関し、本人に代って法律行為や財産管理を行ったり、本人の財産上の行為に対し、同意を与えたり、取り消したりする人（後見人等）を選ぶことで、本人の判断を助け、利益保護を図る制度です。

具体的には、本人の判断能力に応じて

- ・補助（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある）
- ・保佐（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない）
- ・後見（支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない）

の3つのタイプがあり、タイプによって援助の内容や援助者の権限が異なります。

家庭裁判所では、親族等の申立てに基づき、本人の能力がどの程度でどの程度援助が必要か、誰を援助者に選任するかなどを判断します。その際、本人の状況を明らかにするために、申立てに際して「診断書」の添付をお願いしています。後見及び保佐類型に該当される方については、その後さらに、原則として医師による「鑑定」が必要となります。

2 診断書について

- (1) 診断書は審理の参考資料となりますので、表面、裏面ともに御記入ください。
- (2) 診断書作成料は、この文書を持参して診断書作成を依頼した者（本人の親族等）に請求してください。

3 本人情報シートについて

診断書作成の依頼を受けられる際に、申立予定者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用

ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

4 鑑定について

- (1) 鑑定に際しては、「良心に従って誠実に鑑定する」旨を記載した宣誓書等は郵送で提出をお願いしており、わざわざ家庭裁判所にお越しいただくことはありません。また、通常、家庭裁判所での証人尋問等を行われません。
- (2) 家庭裁判所では、本人の負担を軽減するため、なるべく本人の病状や実情を最も把握されている医師（主治医）に鑑定をお願いしています。そのため、後見開始等の申立予定者には、事前に主治医の先生に、本人の鑑定の引受けに関する御意向をお尋ねした上で、申立てをするようお願いしています。

御多忙中恐縮ですが、鑑定をお引き受けくださる場合は、別添の「鑑定連絡票」に必要事項を御記入の上、申立予定者に手渡してください。お引き受けいただけない場合は、その旨を申立予定者にお伝えください。正式に鑑定をお願いする場合には、後日書面を送付させていただきます。

「本人の意識障害が著しく、ほぼ植物状態である」などの理由で鑑定手続を省略する場合があります。あらかじめ御了承ください。

- (3) 鑑定依頼の流れは、次のとおりです。

① 後見開始等の申立てがあり、鑑定実施を裁判官が決定した後に、家庭裁判所から「鑑定人指定書の謄本」、「鑑定依頼書」、「宣誓書」、「鑑定料請求書」等を送ります。必要事項を記入の上、御返送ください。

② 鑑定書を作成（作成期間はおおむね1か月を目安にしてください。）の上、家庭裁判所に御提出ください。

③ 指定された口座に鑑定料を支払います。鑑定料は裁判官が諸事情を勘案の上決定いたしますが、それに先立ち、検査料や消費税等込みの鑑定費用の見通しを先生方にお尋ねしています。なお、検査料や消費税等込みで5万円程度で鑑定をお引き受けくださる主治医の先生方が多いのが実情です。

鑑定料は申立てをした者が予納しますが、申立人→家庭裁判所→鑑定人（主治医の先生または病院）という流れで支払われます。

（参考）

- 1 鑑定事項は、①精神上的障害の有無、内容及び障害の程度、②自己の財産を管理及び処分する能力、③回復の可能性です。
- 2 診断書及び鑑定書の作成方法等について御不明の点がございましたら、冊子「成年後見制度における診断書作成の手引」及び「成年後見制度における鑑定書作成の手引」を家庭裁判所に用意していますので、申立先の家庭裁判所（支部）までお問い合わせください。また、これらの冊子は、最高裁判所のホームページ（<http://www.courts.go.jp>）からも取り寄せることができます。